

議案第 7 号

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例等の一部
改正について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 7 日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 月 形 祐 二

理由

「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 5 号）等が公布され、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度の拡充等が行われることとされたため、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する
条例等の一部を改正する条例

(福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例
(平成19年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第17条第2号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に、
「除く」を「除く。次条において同じ」に改める。

第18条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条
第1項中「部分休業の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正
規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この
条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤
務時間)の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第
1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「
第1号部分休業」という。)の承認は」に改め、同条第2項中「部分休
業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1
号部分休業」に、「育児時間又は介護時間」を「育児時間又は育児休業
、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成
3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするため
の時間(以下「介護をするための時間」という。))に、「当該介護時間
」を「当該介護をするための時間」に改め、同条の次に次の4条を加え
る。

(第2号部分休業の承認)

第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求
する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という
。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各
号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2
号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある
場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったと
き 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であっ
て、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残
時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は

、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第１８条の４ 育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 ７７時間３０分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間

（育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情）

第１８条の５ 育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出（以下「第２項申出」という。）時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第１９条中「部分休業」を「育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業」に改める。

第２０条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第２０条 育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

（福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第２条 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１９年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項中「規則で定める者」を「規則で定める者（第１７条の３第１項において「配偶者等」という。）」に改める。

第１７条の次に次の３条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第１７条の２ 任命権者は、福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成１９年条例第１４号。第３号において「職員の育児休業等に関する条例」という。）第２１条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において

「申出職員」という。) に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 職員の育児休業等に関する条例第 21 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第 17 条の 3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する

年度（４月１日から翌年の３月３１日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第１７条の４ 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （１） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- （２） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- （３） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年１０月１日から施行する。ただし、第３項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ 育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和８年３月３１日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第１条の規定による改正後の福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第１８条の４の規定の適用については、同条第１号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、同条第２号中「１０」とあるのは「５」とする。
- ３ 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第２条の規定による改正後の福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第１７条の２第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例
(平成19年条例第14号) 新旧対照表 (第1条関係)

改正案	現行
(部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。次条において同じ。) (第1号部分休業の承認) 第18条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。))の承認は、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。))又は勤務時間条例第16条の規定による介護時間(以下「介護時間」という。))の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。))に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者	(部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。) (部分休業の承認) 第18条 部分休業の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。))又は勤務時間条例第16条の規定による介護時間(以下「介護時間」という。))の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。))に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時

改正案	現行
<u>の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号）第 61 条の 2 第 20 項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</u> <u>（第 2 号部分休業の承認）</u> <u>第 18 条の 2 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。</u> <u>（1） １回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>（2） 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>（育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）</u> <u>第 18 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</u> <u>（育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）</u> <u>第 18 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u>	間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 （新設） （新設） （新設）

改正案	現行
(1) <u>非常勤職員以外の職員 7 7 時間 3 0 分</u> (2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 1 0 を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第 1 9 条第 3 項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第 1 8 条の 5 育児休業法第 1 9 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出（以下「第 2 項申出」という。）時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> 。— （部分休業をしている職員の給与の取扱い） <u>第 1 9 条 職員が育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 1 3 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 1 6 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u> （部分休業の承認の取消事由） <u>第 2 0 条 育児休業法第 1 9 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。</u>	(新設) （部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第 1 9 条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第 1 3 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 1 6 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 （部分休業の承認の取消事由） 第 2 0 条 <u>第 1 2 条の規定は、部分休業について準用する。</u>

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例
(平成19年条例第5号) 新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第17条の3第1項において「配偶者等」という。）で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2～3 （略） 第17条 （略） <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> 第17条の2 <u>任命権者は、福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年条例第14号。第3号において「職員の育児休業等に関する条例」という。）第21条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」とい</u>	(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2～3 （同左） 第17条 （同左） （新設）

改正案	現行
<u>るとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> <u>第17条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>	(新設)